

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う子育て世帯 支援	学校給食費支援事業	①物価高騰の影響を受ける保護者の負担を軽減するため、町立小中学校及び町立幼稚園の給食費について「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、給食費の半額を減額する。 ②学校給食費保護者負担額の半額 ③幼稚園 (4,000円×29名+500円×29名)×11月＝1,435,500円 小学校 5,100円×1,792名×11＝100,531,200円 中学校 5,800円×918名×11月＝58,568,400円 幼小中合計160,535,100円の半額補助であるため、80,267,550円 ④事業対象者は就学援助対象認定者を除く町立幼稚園58名、町立小学校1,792名、町立中学校918名となっており、教職員は含まれておりません。	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う子育て世帯 支援	公立・認可保育園等給食費支援事業 (R6国補正分)	①効果・目的 保護者が負担する副食費等の一部を支援することで、物価高騰による保護者負担軽減を図る。 ②交付金を充当する経費内容 令和7年4月から令和8年3月における副食費等 ③積算根拠(月額×人数×期間×補助率) ・5,000円×456人×12ヶ月×1/2 ・5,500円×149人×12ヶ月×1/2 ・4,500円×6人×12ヶ月×1/2 ・4,000円×25人×12ヶ月×1/2 ・3,000円×14人×12ヶ月×1/2 ④事業の対象 町内教育・保育施設を利用する町内在住児童保護者と なっており、教職員は含まれておりません。	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う子育て世帯 支援	公立・認可保育園等給食費支援事業 (R7国予備費分)	No6事業と同じ。	R7.4	R8.3